

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定によつて、地域森林計画を変更しようとするので、同法第六条第一項の規定によつて、当該地域森林計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十九年九月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 森林計画区の名称及び関係市町

森林計画区 の名称	関 係 市 町	備 考
江の川上流	三次市、庄原市、安芸高田市	(樹立) 平成二十七年広島県告示第十一号 (変更) 平成二十八年広島県告示第二十二号 (変更) 平成二十九年広島県告示第三十四号
太田川	広島市、大竹市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	(樹立) 平成二十六年広島県告示第十六号 (変更) 平成二十七年広島県告示第十二号 (変更) 平成二十八年広島県告示第二十二号 (変更) 平成二十九年広島県告示第三十四号
瀬戸内	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、大崎上島町、世羅町	(樹立) 平成二十九年広島県告示第三十三号

二 縦覧場所

広島県農林水産局林業課及び関係広島県農林水産事務所

三 縦覧期間

平成二十九年九月十四日から平成二十九年十月十六日まで